

ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けて

NPO法人全国女性シェルターネット 共同代表 近藤 恵子

1. 女性に対する暴力の発見

レイプ、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力がフェミニズム運動の課題となり、草の根の女たちによる具体的なサポート活動が展開されたのは、1990年代に入ってからのことである。

1995年の第四回国連世界女性会議（北京）をメルクマールとして、女性への暴力根絶が女性の人権施策に関する重要な政策課題となり、日本では1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が誕生した。

2. 当事者性につながれた民間DVサポートシェルターネットワーク

「全国女性シェルターネット」が結成されたのは1998年のことである。DV法制定前から、民間サポートシェルターが、暴力の発見、相談、情報提供、シェルター対応、生活再建にいたるまでのさまざまな自立支援を先駆的に担ってきた。同時に、毎年開催地もちまわりの全国シェルターシンポジウムを開催し、当事者・支援者・関係機関職員・研究者等の幅広い参加者によって、暴力根絶に向かう日本社会の課題を論議し、啓発活動を続けてきた。

また、シェルターネットは政府に対して積極的に政策提言・ロビー活動に取り組み、被害と支援の当事者を中心にすえた女たちのネットワーク活動を通して、被害当事者女性の意見反映を行い、DV防止法制定から二次にわたる改正に貢献した。

3. DV防止法の限界と今後の課題

DV防止法の制定・改正によって、被害者支援のシステムが少しずつ拡充されてきた。しかし、依然としてDV相談は増加し続け、悲惨なDV犯罪はあとを絶たない。3人に1人の成人女性がDV被害を体験し、20人に1人が生命を脅かされる危険な目にあい、3日に1人ずつ妻が夫の手にかかって殺されている。

DV犯罪にまきこまれる子どもたちの被害影響も深刻である。全国女性シェルターネットの調査によると、シェルターを利用した子どもたちの6%が性暴力被害を受けており、加害者のほとんどは実父であることがわかっている。

防止法・保護法としての現DV防止法には限界がある。DVを根絶するためには、加害者に犯罪の責任をとらせると同時に、暴力を選択しない生き方を身につけさせる教育プログラムが必要だ。また「配偶者間」に限定した法律内容では、デートDVや子どもへの性虐待、セクシュアルマイノリティの被害などを救うことができない。

包括的な性暴力禁止法の制定が急がれる。